

松阪市指定管理者審査選定委員会における審査選定結果の報告について

指定管理者の候補者について審査を行った結果、次のとおり選定を行った。
指定管理者は議会の承認を得た後に正式決定となる。

1. 対象施設等

施設名称 松阪市飯高高齢者生活福祉センター
指定予定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

2. 申請者数

公募の結果、1者からの申請があった。

3. 審査選定過程

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に基づき、5名の審査選定委員による審査を実施した。

4. 審査選定委員会の開催日

第1回審査選定委員会 令和5年7月27日（木） 募集要項、仕様書、審査選定基準等の審議
第2回審査選定委員会 令和5年9月22日（金） 申請者のプレゼンテーション及び審査選定

5. 審査選定方法

第1回審査選定委員会で定めた指定管理者選定評価表に基づき、第2回審査選定委員会において、指定管理者指定申請書、事業計画書等の審査選定を行った。申請者の総合得点は、審査選定委員1人の持ち点を200点、5人を合計した1,000点満点とした。総合得点が満点の60%である600点以上、かつ、総合得点が一番高い申請者を指定管理者の候補者とすることとした。

6. 審査選定結果

指定管理者の候補者 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 883点/1,000点

項目		配点	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
1	団体の理念について	75	69
2	法令等の遵守について	75	69
3	公平な利用について	50	44
4	適切な管理運営計画について	100	84
5	サービスの向上等について	125	105
6	利用者への対応について	25	23
7	地域との連携と貢献について	75	69
8	地域福祉活動について	75	69
9	団体の経営状態について	50	46
10	管理運営体制等について	125	105
11	類似施設の運営実績等について	25	24
12	安全対策について	75	60

13	収支予算書について	75	66
14	提案価格について（最低提案価格との比較を得点化・各委員同点数）	50	50
総合得点		1,000	883 (88.3%)

以上の結果、総合得点が600点を上回っており、施設の目的に合致し、今後においても適切な管理運営が期待できるものとして「社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会」が、「松阪市飯高高齢者生活福祉センター」の指定管理者の候補者として適当であると判断した。

※審査選定委員会におけるその他意見等

- (1) 地域の状況、課題を良く把握しており、地域の団体、住民、医療と連携して適切なサービスを地域に提供することができると思う。
- 法令の遵守、サービスの向上と併せ、利用者、入居者の拡大、貸館利用促進に一層努めていただきたい。
- (2) 今後ますます高齢者の割合が増え、施設の役割が重要になると考えるので、より一層住民とのつながり、医療機関、各関係機関との連携を充実していただきたい。
- (3) 社会資源に乏しい飯高地域において、広域で様々な事業を展開している松阪市社会福祉協議会が当施設を運営されることは、地域住民にとって大変頼もしいことである。
- (4) 施設設備が老朽化しており、維持管理に市と協力して努めていただきたい。

7. 審査選定委員

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高田短期大学キャリア育成学科 教授	中畑 裕之
副委員長	東海税理士会 松阪支部 税理士	岩尾 絹恵
委員	飯高地区民生委員・児童委員協議会会長	殿村 道信
	飯南地区民生委員・児童委員協議会会長	中屋 康次
	川俣地区住民自治協議会 会長	高橋 淳次